

対日直接投資促進プログラム(2026)(案)

2026年7月●日
対日直接投資推進会議決定

1. 基本的な考え方

対日直接投資は、海外の優れた経営ノウハウ、技術、人材等呼び込み、イノベーションを創出することを通じて、日本経済の持続的成長に寄与する。

昨年の「対日直接投資促進プログラム 2025」¹(以下、「プログラム 2025」という。)は、対日直接投資残高に係る目標を、2030年に120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円とした。この目標は「経済財政運営と改革の基本方針 2025」²にも盛り込まれ、その実現に向けて、関係府省庁が一体となって関連諸施策を推進してきた。

2025年末時点の対日直接投資残高は、前年末からは約5.1兆円増加し、約58.6兆円となった。近年、対日直接投資残高の伸長には加速傾向がみられるものの、目標実現にはより一層の取組が求められる状況であり、本年の「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース」³(以下、「タスクフォース」という。)において、施策の進捗の確認とプログラム改訂のための骨子の検討を行った。その検討結果及びその他の関連諸施策を踏まえ、本プログラムを作成した。

日本企業が投資しないところに外国企業は投資しないとの指摘がある。日本経済の強い成長を実現するために、圧倒的に不足している国内投資をてこ入れする中で、世界の投資家が信頼を寄せる経済を実現し、海外資金が流入する好循環を生み出すことを期する。「日本成長戦略」及び「地域未来戦略」等により、強い日本経済を実現し、産業クラスターの形成による地域経済の活性化を進める中で、地域毎の特色やニーズを踏まえ、地方自治体と連携しつつ、海外資本を活用することも選択肢となる。

対日直接投資の拡大に「即効薬・特効薬」はない。行政手続きを含むビジネス環境や外国語でのコミュニケーション等、外国企業から寄せられる改善希望や、近年指摘の多い人材確保について、引き続き手当てを進める必要がある。対日直接投資のメリットとして、地政学的安定性を評価する声も近年聴かれるが、外国企業の最新の関心動向を分析し、経済の安全保障や強靱性の確保に係る要請に対応しつつ、更なる対日直接投資メリットを検討していくことも求められる。関

¹ 2025年6月2日対日直接投資推進会議決定。

² 2025年6月13日閣議決定。

³ 内閣府副大臣(経済財政政策)が主宰。構成員は、地域未来戦略を担当する内閣府副大臣、地方創生を担当する内閣府副大臣、規制改革を担当する内閣府副大臣、総務副大臣、外務副大臣及び経済産業副大臣。

係府省庁が一体となって関連施策を総動員し、粘り強く対日直接投資の拡大に取り組んでいくことが重要である。

本プログラムに記載した各施策については、可能な限り、KPI と具体的な工程を定めた上で、対日直接投資の推移や各施策の進捗状況のフォローアップを行いながら、不断の改善・深化に努めていく。

2. 具体的な取組

対日直接投資促進プログラム 2025 の実施や新たな関連諸施策の進展を踏まえ、今後は以下のとおり、(1)新規投資・二次投資の促進、(2)投資環境の整備、(3)ビジネス環境・生活環境の整備、(4)対日直接投資ビジネスを支える高度人材の確保及び(5)広報・プロモーション活動の強化の5分野において施策を進める。

(1) 新規投資・二次投資の促進

従前、対日直接投資促進の戦略3分野(DX、GX、ライフサイエンス)について各種支援や関連インフラの整備を進めてきた。今般、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」を踏まえ、強い日本経済の実現や地域経済の活性化に資する投資を誘致するため、対象分野を拡大し、それぞれについて取組を進める。各地方の強みや特色を踏まえ、産業集積の進展に資する明確な目的を持った投資誘致を進めるため、地方自治体の取組を支援する。

① AI・半導体、量子、合成生物学・バイオ、資源・エネルギー安全保障・GX、創薬・先端医療、情報通信その他市場の成長が期待され強い地域経済の構築に資する分野の産業クラスター等への投資誘致・促進

(AI・半導体)

- ・AI・半導体産業基盤強化フレームの活用【経済産業省】
- ・半導体分野における外国企業への重点進出支援⁴【経済産業省】

(量子)

- ・量子暗号通信の社会実装の推進【総務省】
- ・産業技術研究所 G-QuAT を中核としたテストベッドの拡充【経済産業省】

⁴ 2025年9月にJETRO福岡に設置した九州広域半導体等誘致推進本部を通じ、投資に関心を持つ外国企業に対し、各自治体と連携し、立地最適地の探索等拠点設立支援を行い、迅速な進出を促す。また、国内半導体分野の主要企業・機関のニーズを踏まえ、有望な海外企業・機関の発掘と誘致支援を進める。

(合成生物学・バイオ)

- ・バイオ製造技術プラットフォームの高度化【経済産業省】
- ・ベンチャーによる国内での研究開発やバイオ医薬品・再生医療等製品等の製造に向けた革新的な製造基盤技術開発の促進【経済産業省】
- ・製造事業者(CDMO(受託開発製造事業者)含む)による国内製造施設の整備【経済産業省】
- ・バイオ後続品の製造施設の整備【厚生労働省】

(資源・エネルギー安全保障・GX)

- ・GX経済移行債を活用した支援⁵【経済産業省】

(創薬・先端医療)

- ・創薬エコシステム構築に向けた海外創薬ベンチャー企業の誘致及び国内開発の促進【厚生労働省、経済産業省】

(情報通信)

- ・データセンターや海底ケーブルの整備【総務省】
- ・AIに必要な計算量・消費電力の増加に伴い、次世代 AI データセンターの国内整備が必要となる中、データセンター等に格納するリチウムイオン蓄電池について、国際基準等を踏まえ、安全性の確認を前提として、消防法令及び建築基準法令における扱いの見直し等を検討し、結論を得次第速やかに措置する。【内閣府、総務省、国土交通省、経済産業省】

(地域未来戦略における3つの類型による計画の推進)

- ・今後の産業クラスターの形成を進める中で、クラスター計画推進の核となる事業者等として、ターゲットを定めた外国企業誘致も積極的に追求しつつ、他の域内事業者やソフト・ハード両面のインフラ環境等を一体的なエコシステムとして構築することにより、地域経済への波及効果に繋げる。【内閣官房】

- ・地域未来戦略における地域産業クラスター計画等と連動し、各地域がクラスター形成を目指す産業領域を対象に、JETRO に設置した「戦略分野誘致・協業推進チーム」も活用し、クラスターの発展・高度化に資する有望な海外企業等を発掘・誘致する。【経済産業省】

② 地方自治体が行う対日直接投資の誘致に資する取組に対するハード・ソフト両面での支援

- ・地域未来交付金において、地域未来戦略を推進するための外国企業の受入れ環境の整備に係るハード又はソフト両面に対する支援を明らかにした上で、地方自治体による同交付金の活用を通じた対日直接投資の誘致を後押しすることを検討する。【内閣官房】

⁵ 予算措置やファイナンス支援を含む。

③ 産業用地の確保

- ・産業用地の需要の高まり、工場等の立地が地域にもたらず経済効果を踏まえ、地方自治体が行う半導体や蓄電池を始めとする戦略分野等に係る産業団地内の緑地・調整池を含む関連インフラの整備を支援する。【国土交通省】
- ・産業用地の確保・整備への支援⁶を強化すべく、地域未来投資促進法の改正等により、産業用地整備に関する新たな計画承認制度を創設し、中小機構による自治体向けの低利・長期の融資や計画作成・実施に関する助言を行う。また、官民連携を前提に、民間開発事業者に対する土地等の譲渡に係る課税特例の措置を講じる。【経済産業省】
- ・土壌汚染に伴う健康リスクに応じ、必要かつ合理的な管理を図る観点から、GX等に向けた土地の円滑な利活用にも資する土壌汚染対策制度の在り方を検討する。【環境省】

④ 設備投資の促進

- ・令和8年度税制改正により創設した大胆な投資促進税制⁷等も活用し、JETRO等を通じて、戦略分野等における海外有望企業等の拠点設立や国内外国企業の事業拡大を後押しする。【経済産業省】

⑤ 特区制度の活用

- ・経済・産業状況や地域の特色を踏まえ、産業クラスターの形成等に取り組もうとする地方自治体に関し、特区制度の活用により、規制・制度改革、ファイナンス面での支援(金融機関からの借入れに係る利子補給、設備投資に係る特別償却や税額控除、地域未来交付金といった制度の活用等)を一体的に講ずる。【内閣府】
- ・GX 戦略地域制度におけるコンビナート等再生型に選定された有望地域のうち、外国企業の誘致や協業連携への関心が高い地域について、海外プロモーション支援や外国企業の招へい等を実施することで、外国企業の誘致等を後押しする。【経済産業省】

⁶ 法改正による支援措置の他、一般財団法人日本立地センターにおいて、2025年6月から工場立地法に基づく工場適地調査の結果を活用した地方自治体と企業とのマッチング支援を新たに開始。

⁷ 原則、全業種を対象に、①投資利益率が15%以上、②投資規模が35億円(中小:5億円)以上等を経済産業大臣が確認した場合に、特定生産性向上設備等投資促進税制として即時償却又は税額控除7%等を適用。2029年3月31日までに投資計画の確認を受けた者が確認を受けた日から5年の間に取得等をして事業の用に供した機械及び装置、建物、建物付属設備、構築物、器具備品、工具、ソフトウェアが対象。

(2) 投資環境の整備

スタートアップ・エコシステムの構築や外国投資家とのネットワーキング、海外スタートアップ向けの上場支援等を通じ、日本のスタートアップへの海外からの投資や海外スタートアップの日本進出を促進する。また、外国企業・投資家のニーズが大きい法制度の見直しについて検討を行うと共に、外国企業との協業支援を引き続き行う。

① 外国企業・投資家と連携するスタートアップ・エコシステムの構築

- ・2025 年に選定した第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市(13 都市)について、各拠点都市の産業特性に応じて海外エコシステムと連携していくための支援を進めるとともに、グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム等のスタートアップ支援を通じて、海外からの投資誘致や外国のスタートアップとのネットワーク強化に取り組む。【内閣府】
- ・我が国において、外国投資家によるスタートアップ投資を増加させるため、世界 30 都市に設置された JETRO のスタートアップ向け相談窓口「グローバル・アクセラレーション・ハブ」において、起業家に対するメンタリング等の支援を行うとともに、2025 年度には、我が国の起業家を欧米やアジア等の主要 15 都市程度へ派遣し、外国からの資金調達等につなげる支援を実施した。2026 年度も同様に 15 都市程度へ派遣を予定。【経済産業省】
- ・国内ベンチャーキャピタル(VC)ファンドが外国VCファンドと連携して、海外進出を目指す国内スタートアップ企業に共同出資する際、これまで外国VCファンドにかかっていた投資運用規制について緩和を行い、我が国発スタートアップの円滑な海外展開を促進する。【金融庁】

② 海外スタートアップの日本進出の促進、海外ベンチャーキャピタルの投資誘致

- ・産業革新投資機構(JIC)及び中小企業基盤整備機構等の政府系ファンドから海外VCファンドに対するLP⁸出資を拡大し、海外VCとのネットワークの強化や、日本のスタートアップへの投資促進を図る。【経済産業省】
- ・「Global Startup EXPO」の開催を通じ、海外の VC やスタートアップが国内の VC やディープテック・スタートアップ等との交流を促進することで、海外VCからの投資拡大や日本進出を後押しする。【経済産業省】
- ・「東証アジアスタートアップハブ」の取り組みや、海外スタートアップ向け東証上場ハンドブック等を効果的に活用して、アジアを含む海外の有望なスタートアップの日本進出や東証上場を推進する。【経済産業省】

⁸ Limited Partner: 有限責任組合員

・選抜した海外スタートアップ等に対し日本進出に向けたメンタリング等の集中支援を行うアクセラレーションプログラムを、対象分野の拡大を視野に、取組を推進する。【経済産業省】

③ 外国 LP(有限責任組合員)からの投資促進

・令和8年度税制改正で見直された外国投資家の外国組合員に対する課税の特例を踏まえ⁹、海外 LP から国内 GP¹⁰を通じたスタートアップへの投資を促す。【経済産業省】

④ 外国企業と国内企業とのマッチング・協業の支援

・外国企業と国内企業とのマッチング・協業の支援として、JETRO において 2024 年度に 28 件、2025 年度に 38 件の協業・連携案件を組成した。引き続き、J-Bridge¹¹の取組を通じて、内外の企業間の協業を支援する。さらに、JETRO と海外研究支援機関等との連携を強化し、内外の地域エコシステム関係者(大学、研究機関等)間の協業・連携を支援する。こうした取組により、2026 年度末までに3か年合計 100 件程度の協業・連携を成立させることを目指す。【経済産業省】

・外国からの出資の呼び込みや外国企業と国内企業との協業を促進するため、2024 年度には、「外国企業と日本企業の協業連携事例集」を作成し、2025 年度には、「企業価値向上に向けた海外資本活用ガイドブック」を作成し、それらの周知広報のためのセミナー等を開催した。今後も、外国企業との協業連携等のメリットや留意点等について周知広報を行う。【経済産業省】

⑤ 企業と株主(投資家)との対話促進を始めとする会社法改正の検討

・法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会において、2024 年・2025 年の規制改革実施計画も踏まえ、バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備など、会社法の見直しについて引き続き検討する。【内閣府、法務省】

(3) ビジネス環境・生活環境の整備

ビジネス環境改善にかかる従前の諸施策を引き続き進める。出入国在留管理の適正化を行いつつ審査の迅速化をはかり、また、経済安全保障との両立をはかりつつ投資審査における透

⁹ 投資組合契約を締結している組合員である非居住者又は外国法人について、投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行う者が有する一定の恒久的施設帰属所得について所得税を課さない特例。

¹⁰ General Partner: 無限責任組合員

¹¹ Japan Innovation Bridge の通称。経済産業省と JETRO が立ち上げた、スタートアップを含む日本企業と外国企業との協業・連携を促進するためのビジネスプラットフォーム。会員企業に対して、有望外国企業等の情報提供に加え、個別の面談サポートから案件形成までのハンズオン支援が行われる。

明性及び予見可能性を確保する。外国企業の従業員・家族や高度人材の生活環境の向上に引き続き手当てし、日本社会への円滑な適応を支援する施策を進める。

① 法人設立手続きの英語化・ワンストップ化

- ・「金融・資産運用特区」¹²では、地方自治体が開設したワンストップセンターにおいて、当該地方自治体の通訳者のサポートの下、法人設立時の商業登記・定款認証や健康保険等に係る届出の際の英語対応が行われている。2025 年度に、「金融・資産運用特区」以外の地方自治体にも取組を拡大した状況¹³を踏まえつつ、2026 年度以降も、地方自治体がワンストップセンターを設置し通訳者を配置することを前提として、実施する地方自治体の更なる拡大を目指す。【内閣府、法務省、厚生労働省】
- ・「拠点開設サポートオフィス」では、日本拠点設立を目指す海外金融事業者に対し、事前相談、登録審査、監督等を英語によりワンストップで実施するとともに、「金融創業支援ネットワーク」を通じて創業面・生活面に係る支援を包括的に提供している。2026 年度は、国内外における広報活動により、これらの取組の利用を促進し、着実に日本への参入を後押しする。【金融庁】

② 優先度を踏まえた日本法令の外国語訳推進

- ・特に外国企業・投資家等からの要望が多い法令等、重点的に翻訳すべき分野¹⁴に該当する法令を優先して、関係省庁とも連携の上、AI による翻訳システムを活用することなどにより、改正法を含む法令の公布から1年以内を目途に英訳公開することを目指す。【法務省】

③ 出入国在留管理行政における在留管理の一層の適正化及びDXによる審査の迅速化を含む高度化

- ・2028 年度中の JESTA 導入や情報の電子化、手続きのデジタル化やAI活用の推進を通じて、業務の効率化と処理の迅速化を図り、入国から出国に至るまでの出入国在留管理の一体的な高度化の実現を目指す。また、在留申請及び届出については、原則オンライン化を進めるため在留申請オンラインシステムの機能強化等を実施し、審査業務の効率化及び利便性向上など、在留管理の高度化に努める。【法務省】

¹² 北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市及び福岡県・福岡市。

¹³ 商業登記・定款認証に係る手続きについて、秋田県仙北市及び福岡県北九州市が新たに取組を開始

¹⁴ 対日直接投資に関わる分野(外国為替及び外国貿易法(外為法)、経済安全保障関連法令)のほか、知的財産分野、民事分野の基本法に関する分野、我が国に居住する外国人に関わる分野。それらの分野を含め、2026 年3月に策定された「翻訳整備計画」に掲載されている英訳法令数は合計で 325 本。

④ 出入国在留管理に係る各種手続きの相談対応

- ・受入れ環境整備に取り組む地方公共団体への支援を一層充実させるため、アウトリーチ型のオリエンテーションの試行実施の実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入れ環境整備交付金についての見直し等の一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討するなど、国と地方公共団体が連携して課題に取り組む。また、出入国手続の円滑化に係る諸制度について引き続き広報を行う。【法務省】

⑤ 予見可能性のある投資審査制度を通じた投資促進と経済安全保障との両立

- ・対内直接投資審査制度の透明性及び投資家の予見可能性を確保することで、健全な対内直接投資の一層の促進を図る。2026年の外国為替及び外国貿易法改正事項についても、運用に当たって投資家の予見可能性を高めるように努めていく。また、対日外国投資委員会を創設することにより、省庁横断的な審査体制を強化し、国の安全を損なうおそれ等が生じる場合には、重要な技術流出等を防止する体制を整備する。【財務省、その他事業所管官庁】

⑥ 銀行口座開設手続きの迅速化・円滑化

- ・「金融・資産運用特区」では、地方自治体が開設したワンストップセンターにおいて、福岡市の口座開設申請を行う外国人に対する伴走支援の取組事例をベースとして構築した枠組みの下、その運用が行われている。2025年度には、特区4地域(北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市)における運用状況の検証や、地方自治体及び事業者のニーズ調査を行ったほか、実施する地方自治体の拡大に向けた検討を開始した。2026年度には、特区4地域と連携し、当該枠組みの認知度向上を図るとともに、地方自治体や事業者のニーズ等を踏まえ、実施する地方自治体を拡大することについて、引き続き検討を行う。【金融庁】

⑦ 外国人材の子弟の教育環境の整備

- ・高度外国人材を含む外国人の子弟にとって魅力的な教育環境を整備するため、2026年度までに行う地方自治体や学校等における外国人の子弟の受入れに効果的な教育プログラムの開発とモデル化の成果も踏まえ、地域において戦略的に受入れを行うための実証など、地方自治体や学校等における取組を支援する。【文部科学省】

⑧ 医療機関における多言語対応

- ・高度外国人材が我が国で安心して生活できる医療環境の構築に向けて、医療機関による電話医療通訳の利用、拠点的な医療機関における医療通訳者及び外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置等を支援する。2026 年度末は 1,000 か所以上で多言語対応を可能とすることを目指す。【厚生労働省】

⑨ 高度外国人材による住宅確保の円滑化

- ・高度外国人材の住居確保に係る課題の解消に向け、JETRO のホームページにおいて、外国人との取引に慣れた不動産業者等の情報を充実するとともに、外国企業や高度外国人材への周知広報を行う。多言語対応を行う賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルである「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」¹⁵や外国人向けの「部屋探しのガイドブック」¹⁶等について、不動産関係団体と協力し、2026 年度も関係事業者への研修会等を通じた周知広報を行う。【経済産業省、国土交通省】

⑩ 日本語や日本の制度・ルール等を学習するためのプログラム

- ・日本社会への円滑な適応のため、我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。【法務省、文部科学省】

(4) 対日直接投資ビジネスを支える高度人材の確保

人材確保の問題に対応するため、引き続き東南アジア、インド等からの高度外国人材の確保、受入れの円滑化・適正化を進めつつ、英語教育を含め、日本人の職業人材の育成・活躍の支援や、世界的な研究人材の誘致に取り組む。

① 海外のトップ大学等の卒業生をはじめとした高度人材誘致や東南アジア、インド等の優秀な留学生の受入れ拡大・就職支援及び外国人材の受入れの円滑化・適正化に向けた体制整備、アルムナイネットワークの活用

(海外のトップ大学生等をはじめとした高度人材誘致)

- ・東南アジアやインド等のトップ大学の卒業生をはじめとする高度外国人材の確保に向け、2026 年度には、日本企業等による、海外人材を対象とした AI、IT、半導体等の理系分野でのインターンシップを実施するとともに、未来創造人材制度(J-Find)や、更なる適正化及

¹⁵ 外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居を目的として、2021 年6月に作成された賃貸人、仲介業者・管理会社の方のための実務対応マニュアル。

¹⁶ 外国人が日本での部屋探しを支援するため、部屋の探し方、契約の手続き、入居後の注意点など、日本で部屋探しをして生活をする上で必要な基礎知識や役立つ情報を 14 か国語で作成したもの。

び審査の迅速化に取り組んだ上での高度人材ポイント制の活用を含む誘致強化を進める。併せて、JETRO を通じて同地域の海外大学と日本企業等のネットワーク形成を行い、優秀な高度外国人材の獲得を目指す。また、高度外国人材活躍推進地域コンソーシアム事業を通じて、国内での産学官連携を推進し、地域企業の外国人留学生等の活躍を支援する。

【経済産業省、法務省、文部科学省】

(東南アジア、インド等の留学生の受入れ拡大・就職支援、アルムナイネットワークの活用)

・留学生の受入れ拡大に向けて、海外のリクルート拠点と在外公館等との連携を通じた留学生の誘致機能の強化や帰国留学生会等のアルムナイ組織の活用、奨学金による経済的支援、質の保証を伴った大学間連携の促進等に取り組む。人数ありきではなく質の向上を図る視点を重視し、東南アジア、インド等を重点地域として、多様な国・地域からの優秀な留学生の確保を目指す¹⁷。【文部科学省、外務省】

・重要拠点の大使館を中心として、帰国留学生会等のアルムナイ組織を含む関係団体等と連携し、日本留学情報等の発信を実施する。また、インドから大学生及び大学院生を招へいし、日本企業でのインターンシップ研修や企業訪問、大学間交流の機会を提供する。【外務省】

・留学生の国内就職支援について、2033 年までに、卒業後の国内就職率 60%の目標を達成¹⁸できるよう、引き続き、留学生就職促進教育プログラム認定制度¹⁹の周知を徹底する。

【文部科学省】

(外国人材の受入れの円滑化・適正化に向けた体制整備)

・出入国在留管理行政の DX を進め、外国人の利便性向上及び行政運営の効率化を図るとともに、在留外国人の実態把握を強化し、外国人材の円滑な受入れと適正管理を実現するなど、高度な出入国在留管理行政の実現に向けて人的・物的体制の強化等に取り組む。

【法務省】

② AI を含むデジタル学習基盤、外国語指導助手(ALT)やネイティブ・スピーカー、英語が堪能な地域人材の活用等による日本人の英語教育の強化を含む、日本の職業人材の育成・活躍の支援

(日本人の英語教育の強化)

・英語教育の強化に向けて、AI を英語の授業等で活用するモデル構築や実践事例の蓄積・発信を行う等、AI を含むデジタル学習基盤の効果的な活用を進めるとともに、外国語指導助手

¹⁷ 外国人留学生の受入れ数(各年5月時点):2019年31.2万人→2022年23.1万人(コロナ発生後最低)→2025年40.8万人。2025年度は、特にインドとの大学間交流を拡大するため、新たにインドの大学との交流に取り組む大学を7件選定し、日本とインドにおける質の保証を伴った大学間連携を促進。

¹⁸ 教育未来創造会議第二次提言(2023年4月)で掲げられている。

¹⁹ 大学が国内企業等との連携により策定した留学生向け教育プログラムのうち、一定の要件に適合するものについて、文部科学省が認定。認定された大学に所属する外国人留学生については、同省が実施する奨学金制度により、優先的に支援される。

(ALT)やネイティブ・スピーカー、英語が堪能な地域人材の活用等を推進する。【文部科学省】

(日本の職業人材の育成・活躍の支援)

・日本の職業人材の育成・活躍の支援については、産学官の連携による大学等における成長分野のリ・スキリングプログラムの開発・提供の促進、教育訓練給付金による成長分野のリ・スキリングプログラムの受講支援等に取り組む。【文部科学省、厚生労働省】

・JETRO において、国内大学と連携し、日本での新卒採用を目指す外国企業と理系学生等との対面交流を実施することで、双方の接点創出を図る。また、外国語対応可能な国内人材紹介会社等のリストを JETRO ウェブサイト等で紹介する。【経済産業省】

③ 世界的な研究者の呼び込み

・優秀な留学生の受入拡大に向け、世界の卓越した研究者を日本に呼び込み、大学等の研究力を高めるとともに、留学生がそうした研究者から学べる環境を整える。WPI 拠点²⁰への世界的な研究者の呼び込み²¹について、「2030 年度までに、全ての拠点において、外国人研究者の割合を最低3割以上とする」との目標を達成できるよう、2026 年度には新たに制作する英語版 Web サイトを活用した情報発信を実施するなど、プロモーション活動を強化する。また、J-RISE initiative により、優秀な海外研究者の戦略的な招へい等に向けた取組を推進する。【内閣府、文部科学省】

(5) 広報・プロモーション活動の強化

対日直接投資にかかる各優先産業分野や各地方の強みと特色を踏まえ、対日直接投資誘致に取り組む地方自治体とも連携しつつ、外国企業・投資家等に対し、対日直接投資機会やメリットの積極的な広報・プロモーションを行う。対日直接投資に関する外国企業の最新の関心や困難を分析し、また、地方自治体と情報や誘致活動面での連携を強化する。

① マクロ経済動向、対日直接投資の支援その他の重点経済政策に関する周知広報、地域の産業やエコシステム等の日本投資の魅力発信、外国企業からみた対日直接投資の優位性や阻害要因の調査を検討

・在京大使館・機関に対する、マクロ経済動向・先行き、対日直接投資の支援その他の政府の重点経済政策に関する説明を引き続き行う。【内閣府】

²⁰ WPI(World Premier International Research Center Initiative、世界トップレベル研究拠点プログラム)を通じて、大学等を中心に形成された拠点。現在、国内に 18 拠点。

²¹ 2030 年度までの目標に向け、2025 年度には、6月の国際シンポジウムにおいて、WPI 特別セッションを開催するなどプロモーション活動を強化。

- ・G7 在日商工会議所連携会議の開催や、国内産業集積地等の投資先候補地における実地視察、地域産業の特色や自治体の支援策等を外国企業等向けに紹介するイベントの開催等を通じて、投資先としての日本の魅力の発信、施策ニーズ・課題の把握等を図る。これらの取組を原則四半期に一度実施する。また、対日直接投資の促進に向けた政府の施策のメリットなど、日本で活発に投資を行う外国企業から見た日本の魅力を取りまとめ、周知広報を行う。【経済産業省、内閣府】
- ・国内外の金融機関や投資家等の関係者とのコミュニケーションを深めるため、金融関連イベントを集中的に開催する「Japan Weeks」を実施するなど、日本市場の魅力等を国内外に積極的に発信することで、日本への参入及び投資に繋げる。【金融庁】
- ・外国企業からみた対日直接投資の優位性や困難について最新の状況の調査・分析を検討する。【内閣府、外務省】

② FDI タスクフォースを活用した対日直接投資メリットの発信・広報の強化

- ・11 の FDI タスクフォースごとに、引き続き外国企業・投資家に対するプッシュ型の誘致活動を実施する。外国企業の誘致に積極的に取り組む地方自治体の対外プロモーション活動についても、FDI タスクフォース拠点を中心として支援を行う。その際、FDI タスクフォースにおいて収集した情報、「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」²²を通じて把握された地域が抱える課題等についても、関係者間で随時に情報共有を行う。誘致活動を進める中で確認された制度的な課題については、「対日直接投資誘致コンソーシアム」²³及びその作業部会において、関係府省庁が連携し、当該課題の解決に向けた検討を行う。【内閣府、外務省、経済産業省、関連省庁】

③ 対日直接投資誘致の戦略的な取組等に取り組む地方自治体とFDIタスクフォース・JETROとの連携強化

- ・「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」について、2026 年度は合計4回程度開催する。あわせて、JETRO を通じ、地域の特色を踏まえた地方自治体等による誘致戦略の策定及び対外プロモーション活動について、2026 年度において、3地域程度の取組を支援し、地域未来戦略や GX 戦略地域制度とも連動し、地域のニーズを踏まえて追加実施を検討する。外国企業の拠点設立に係る相談対応等に加え、我が国に進出した外国企業と地域企業・研究機関等とのネットワーク構築について、JETRO において、合計 1,000 件程度の支援を行う。【経済産業省】

²² 経済産業省が主宰し、地域別の誘致策の支援や定着・二次投資に向けたフォローアップを実施する会議

²³ 内閣府が主宰し、外務省、経済産業省を始めとした関連省庁等が参画

- ・地方自治体の関心を踏まえ、自治体やその海外拠点とFDIタスクフォース等の間で、情報面の連携・協力を進める。【外務省、経済産業省、内閣府】

3. 今後の対応

本プログラムについて、関係府省庁、在外公館、JETRO を通じ、外国企業・投資家、外国政府投資促進機関、在京大使館・商工会議所等に対し、周知広報を徹底する。

外国企業を含む関係者から、政府の制度・支援施策等に関するニーズのヒアリングを継続する。そのプロセスを通じて、新たな課題を抽出し、関連する制度・支援施策等の見直しを行い、本プログラムの見直し・充実、そして、対日直接投資の増加につなげる。